

役員の報酬等の支給の基準

平成25年4月1日

公益財団法人広島県男女共同参画財団

公益財団法人広島県男女共同参画財団定款

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、この法人の職務のために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項後段に関し必要な事項は、評議員会の決議により、別に定める。
- 3 理事又は監事には、この法人の職務のため旅行したときに費用弁償を支給する。
- 4 費用弁償による旅費の額及び支給方法は、評議員会において別に定める。

公益財団法人広島県男女共同参画財団役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人広島県男女共同参画財団（以下「財団」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬等)

第2条 常勤役員に対しては、報酬及び通勤手当を支給する。

2 常勤役員とは、週30時間又は月15日以上勤務する役員をいう。

3 報酬の額は、年額750万円の範囲内で理事長が定める。ただし、特に必要がある場合は、100万円以内の額を加算することができる。

4 前項の報酬は、月額報酬及び期末手当に区分して支給するものとし、月額報酬及び期末手当の額は、広島県の常勤の特別職の給料と期末手当の支給割合を勘案して、理事長が定める。

5 通勤手当は、職員の通勤手当の支給に関する規則（昭和33年広島県人事委員会規則第16号）の例による。

6 前3項に定めるもののほか、報酬（期末手当にかかるものを含む。）及び通勤手当の支給方法については、広島県の職員の給料、期末手当及び通勤手当の支給方法の例による。

(費用弁償)

第3条 役員費用弁償の額及び支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和28年広島県条例第23号）の例による。

(派遣職員等の特例)

第4条 常勤役員が、広島県からの派遣職員の場合は、第2条の規定にかかわらず、当該派遣職員に現に適用されている給料表のとおりとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

財団法人広島県男女共同参画財団評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人広島県男女共同参画財団(以下「財団」という。)の評議員の費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 評議員には、財団の職務のために旅行したときに費用弁償を支給する。

2 費用弁償の額及び支給方法は、職員の旅費に関する条例(昭和28年広島県条例第23号)の例による。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。